

A6 持分の定めのある社団医療法人の出資持分は、税法上、有価証券として取り扱われます。したがって、個人である社員がこれを譲渡した場合は、所得税の計算上、譲渡所得として課税されます。

また、贈与した場合は、贈与を受けた者に贈与税が課税されることとなります。贈与税の課税制度には、暦年課税制度と相続時精算課税制度があり、このうち相続時精算課税制度は選択制となっていますが、一度その適用を受けるとその者からの贈与に関しては生涯にわたって相続時精算課税制度を採用することとなります。

(1) 出資持分を譲渡した場合の課税関係

持分の定めのある社団医療法人の出資持分は、税法上、有価証券として取り扱われ、個人である社員がこれを譲渡した場合には、所得税の計算上譲渡所得として課税されることとなります。

なお、医療法人の出資持分は「特別の法律により設立された法人の出資者の持分など」に該当するため、申告分離課税により税額計算をすることとなります。

譲渡益が生じた場合に適用される税率は、出資持分が未上場有価証券であるため、所得税 15%と住民税 5%の合計 20%となります。

また、譲渡損が生じた場合には、他の申告分離課税の対象とされる株式等の譲渡に係る譲渡所得金額とは損益通算できませんが、それ以外の所得との損益通算はできません。

(2) 出資持分を贈与した場合の課税関係

持分の定めのある社団医療法人の出資持分は、税法上、有価証券として取り扱われます。個人である社員が後継者など個人に対してこれを贈与した場合には、贈与を受けた者に贈与税が課税されることとなります。

贈与税の課税価格計算をする際の出資持分の評価は「財産評価基本通達 194-2(医療法人の出資の評価)」によって算定することとなります。

また、贈与税の課税制度には、原則の暦年課税制度と選択制の相続時精算課税制度の二つがあり、そのいずれの適用も可能です。

なお、医療法人の出資持分は、「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」の適用対象にはなりません。